

灘区内の子どもの見守り活動に関する補助金交付要綱

令和3年6月1日 灘区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、灘区内における子どもの見守り活動を支援することにより、地域住民団体と小学校の連携した活動が促進され、子ども達が安全・安心に過ごすことのできる地域づくりを目的として、活動に必要な防犯活動資材の購入に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

2 灘区内の子どもの見守り活動に関する補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助の対象となる者は、灘区内において、継続して子どもの見守り活動を実施する地域住民団体（以下、「地域住民団体」という。）とする。ただし、政治、宗教、営利活動、その他区長が対象団体として不適当と認める目的のために結成されている団体等を除く。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、地域住民団体が当該年度内に実施する、子どもの見守り活動に必要な防犯活動資材の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 防犯活動資材購入に要する経費の3分の2（1円未満切り捨て）以内
- (2) 1件につき上限3万円

(交付申請)

第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類及び必要な添付書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

(交付の決定)

第6条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請が到達してから60日以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請が到達してから60日以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(購入完了報告書の提出)

第7条 交付決定通知を受けた地域住民団体（以下、「補助事業団体」という。）は、補助金規則第15条に基づき当該補助金の交付決定を受けた事業（以下、「補助事業」という。）の実績（防犯資材の購入の完了）を報告しようとするときは、領収書の写しを添えて、補助事業等購入完了報告書（様式第5号）を補助金交付決定後30日以内に区長に提出しなければならない。また、併せて事業の実施状況が分かる書類（写真等）を原則30日以内に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 前条の書類の提出があったときは、区長は補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第6号）により、速やかに補助事業団体に通知する。

2 区長は、前項により確定した補助金額が、第6条により決定した交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略できる。

(補助金の請求・交付)

第9条 補助事業団体は、前条の確定通知受領後、速やかに補助金請求書（様式第7号）を、また必要に応じて受領委任状（様式第8号）を区長へ提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業団体に支払うものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第9号）を、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第11号）又は補助事業等中止（廃止）承認書（様式第12号）により、補助事業団体に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。